

令和7年度

第2回恵庭市都市計画審議会

令和7年11月20日（木）

恵庭市企画振興部

まちづくり拠点整備室まちづくり推進課

第2回恵庭市都市計画審議会

報告案件

恵庭市立地適正化計画の 素案について

目 次

1. 立地適正化計画 策定の目的と概要
2. 都市の現状と課題
3. 立地の適正化に関する基本的な方針
4. 居住誘導区域
5. 都市機能誘導区域
6. 都市機能誘導施設
7. 誘導施策
8. 届出制度
9. 防災指針
10. 計画の目標値と進行管理

1. 立地適正化計画 策定の目的と概要

(1) 計画策定の目的

- 恵庭市は、現在人口が微増で推移しているものの、将来的には人口減少と高齢化の進展が予測されており、将来にわたって都市機能を維持し、継続的に行政サービスを提供していくことが課題になると見込まれる。
- 市民が公共交通を利用して医療・福祉・商業などの生活利便施設へ容易にアクセスできるよう、都市機能の適正な配置と集約を図ることが必要。



- 「恵庭市都市計画マスタープラン」の見直しを踏まえ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく持続可能なまちづくりを推進することを目的として、立地適正化計画を策定。
- 計画の策定にあたっては、ラピダス社の千歳市への進出、北広島市におけるFビレッジ開発、札幌市のGX投資など、広域的な環境変化を成長の機会と捉え、子どもから高齢者まで、すべての市民が安心して快適に住み続けられる都市空間の確立を長期的な視点から目指す。

1. 立地適正化計画 策定の目的と概要

(2) 計画の概要

立地適正化計画は、人口減少社会に対応し、都市の持続可能性を高めることを目的に、居住や都市機能の集積を誘導することによって「コンパクト・プラス・ネットワーク」型都市の構築に向けた取組を推進するための計画である。

本計画は、「恵庭市都市計画マスタープラン」の一部として、北海道が策定する「千歳恵庭圏都市計画（千歳市・恵庭市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「恵庭市総合計画」を上位計画とし、本市における関連諸計画と整合を図り策定する。

- 対象区域：都市計画区域内
- 目標年次：令和22年（恵庭市都市マスと同年）

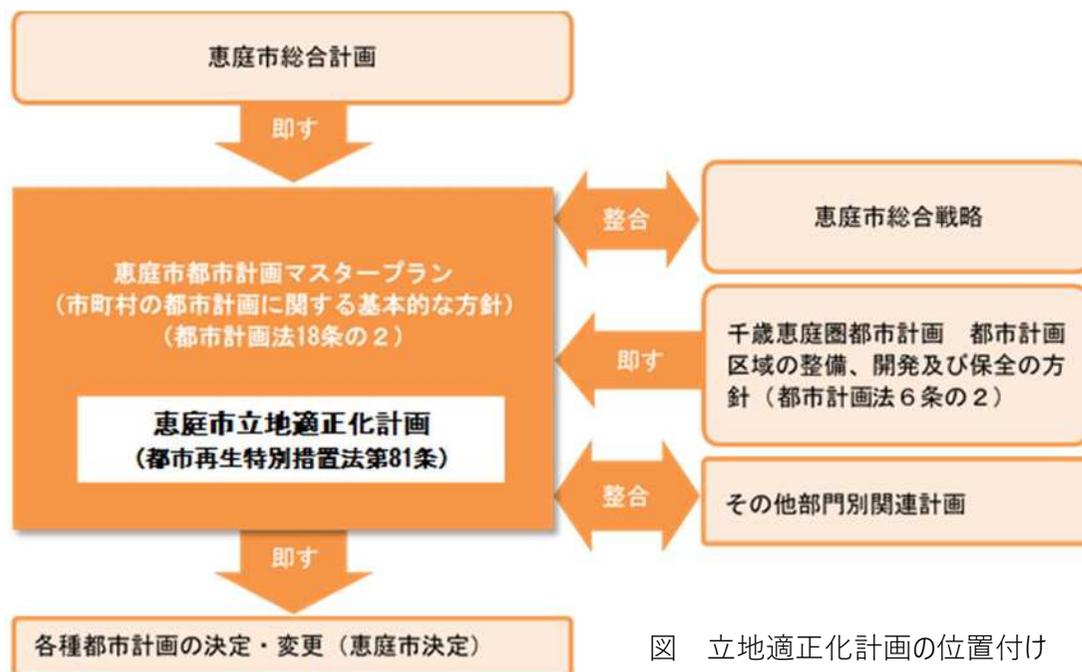


図 立地適正化計画の位置付け

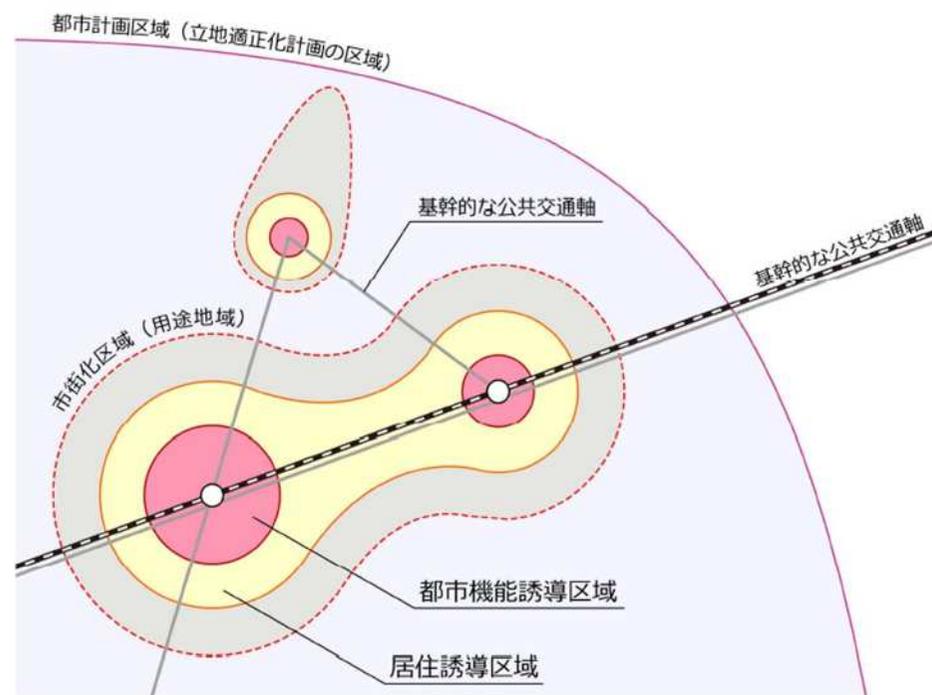


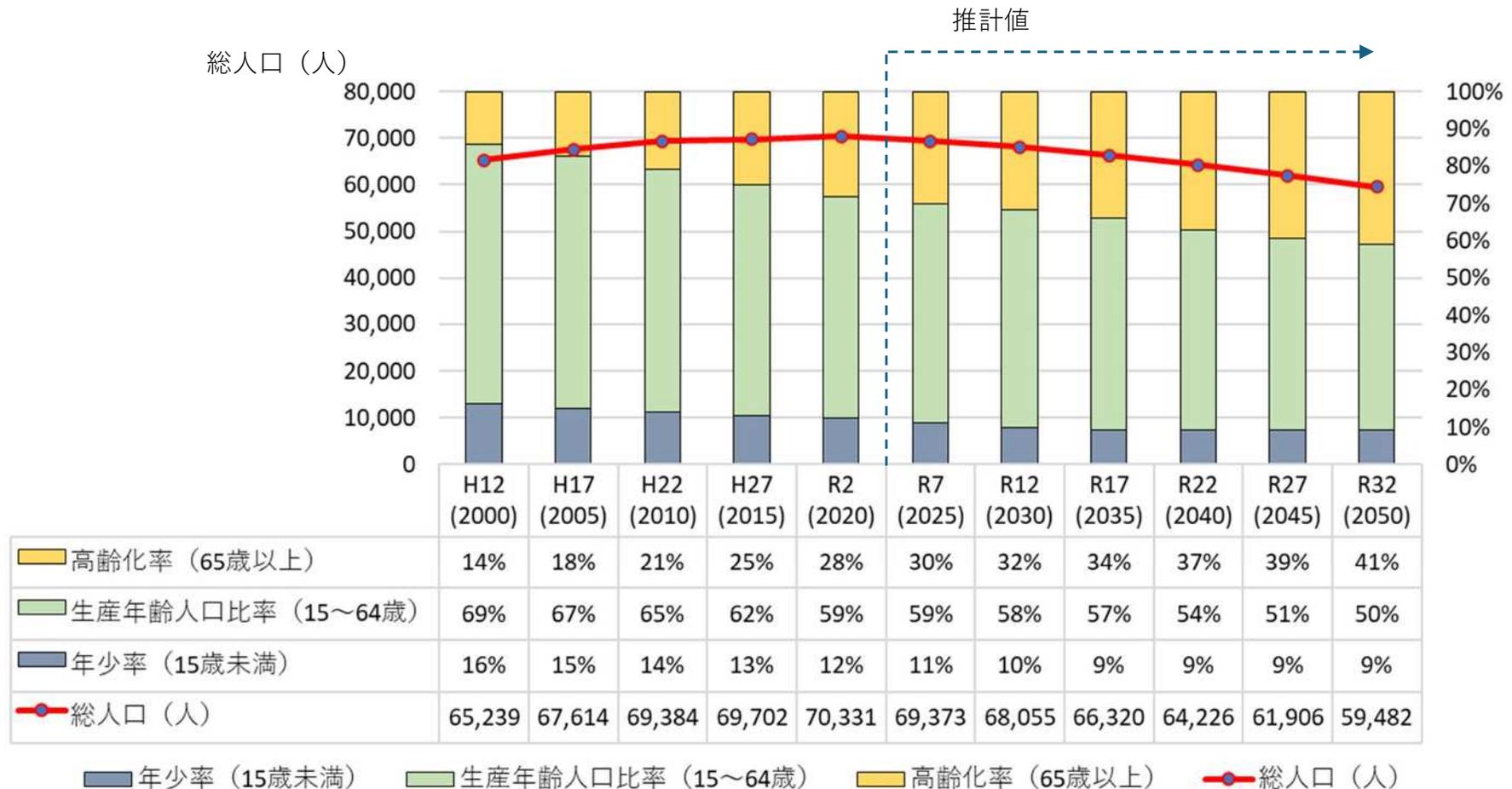
図 立地適正化計画制度のイメージ

出典：国交省 立地適正化計画の手引き【基本編】

2. 都市の現状と課題

(1) 人口

総人口が令和32年には6万人を切ると推計。
高齢化率は41%に達する見込み。



人口推移と将来人口推計

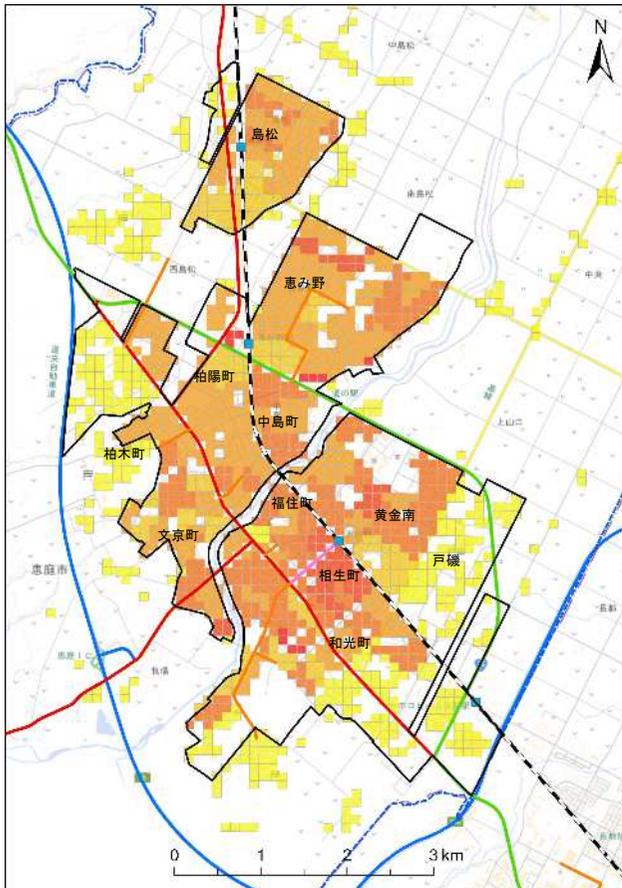
出典：国勢調査（平成12年-令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

2. 都市の現状と課題

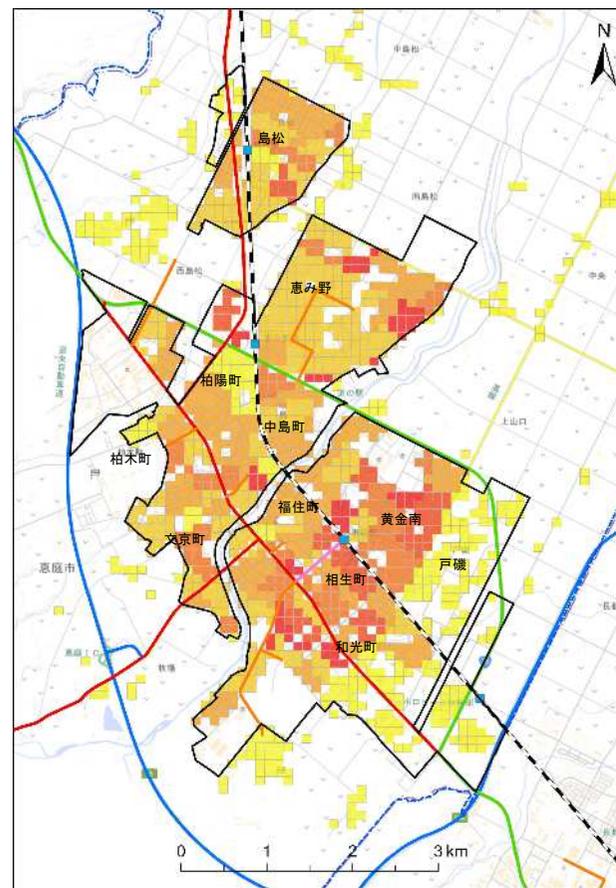
(2) 総人口の分布

令和22年時の人口分布は、恵庭駅周辺、有明町、恵み野東、恵み野里美に人口集中。駅から離れた地域での人口集積の低下。

令和2年



令和22年



出典：国土地理院
国勢調査 (R2)
国立社会保障・人口問題研究所

図 100mメッシュ人口比較 (令和2年 - 令和22年)

2. 都市の現状と課題

(3) 現状・将来見通し・課題整理表

	現状及び将来見通し	課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> ●人口は近年微増で推移しているが、今後はゆるやかに減少することが推計 ●少子高齢化が進展 ●核家族化や単身高齢者世帯の割合が増加 ●J R 3 駅に近い地域での人口増や遠い地域での人口が減少する見通し 	<ul style="list-style-type: none"> ●働きやすい生活環境づくりによる人口減少の抑制 ●高齢者の移動・生活環境の確保 ●世帯構造の変化への対応 ●駅から離れた居住地域における日常生活の利便性の維持・向上
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ●平坦な土地に低層の住宅地が広がる水と緑、花のあるまちづくりの取り組みの推進 ●市街化区域内にまとまりのある低未利用地が少ない ●周辺地域の開発進展等により新たな土地需要が発生 ●土地価格の大幅な上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ●ガーデンシティ確立に向けたまちづくりの継続 ●都市機能の集約に資する用地の創出 ●土地需要に対応した新たな市街地検討 ●高齢化が進む既存住宅団地において、住み替えを促進し、空き家対策を検討
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の老朽化が進んでおり、更新費用の増大見込み ●公共施設の機能維持及び統廃合（複合化）に向けた取り組みを推進 ●環境豊かな公園・緑地の配置 ●日常生活サービス機能は中小規模の施設が広く分散して立地 ●一部の都市機能施設が徒歩圏内にない地域も存在 	<ul style="list-style-type: none"> ●将来人口等を考慮した公共・公益施設等の適正配置 ●住民ニーズを考慮した公園・緑地の配置の適正化 ●官民連携による生活利便機能の効率化・質的向上 ●生活利便機能の維持・確保と誘導
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道とバスが都市間交通需要に対応 ●高齢化に伴い地域内の交通手段としてエコバスの利用率が上昇傾向 ●通勤、通学、買い物での自家用車利用率が高い ●公共交通を担う運転手の不足が顕在化 	<ul style="list-style-type: none"> ●駅や公共・公益施設や商業施設と連動した公共交通ネットワークの充実 ●バス停留所から離れた居住者の移動手段の確保 ●免許返納による自家用車以外の移動手段の確保 ●AIやIoT技術進展による効率的で新しい交通システムの検討
経済	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所当りの販売額と従業員数は増加傾向 ●空港、港湾に近く、高速道路網も充実しており、ビジネスや観光客などの人流や物流が活発な地域特性 ●半導体関連を含む企業立地需要の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業立地需要に対応した新たな工業系用地の検討 ●地域経済の基盤である製造業や物流、食品加工分野などの立地 ●産業の担い手確保 ●インバウンド需要による地域の活性化
財政	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少や高齢化の進展により、市税収入の減少や社会保障費の増加が予想される ●物価高騰や人件費増による施設建設費の増加による財政負担の増加 ●公共施設の統廃合・複合化、広域化や官民協働を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少下の競争力維持と多角的な人材確保 ●ライフサイクルコストを考慮した新たな施設整備や長寿命化 ●コンパクトなまちづくりによるインフラ維持管理費の最適化
防災・安全	<ul style="list-style-type: none"> ●平坦な地域に市街地が広がり、市街化区域に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は無い ●河川整備が進められ洪水浸水の殆どは水深0.5m以下 ●一部地域に想定最大規模で水深5.0mの洪水浸水が想定されている地域も存在 	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクの把握、安全な場所への居住誘導等、災害被害を低減させるハード・ソフトの取り組みの推進 ●避難経路や垂直避難施設等の確保

3. 立地の適正化に関する基本的な方針

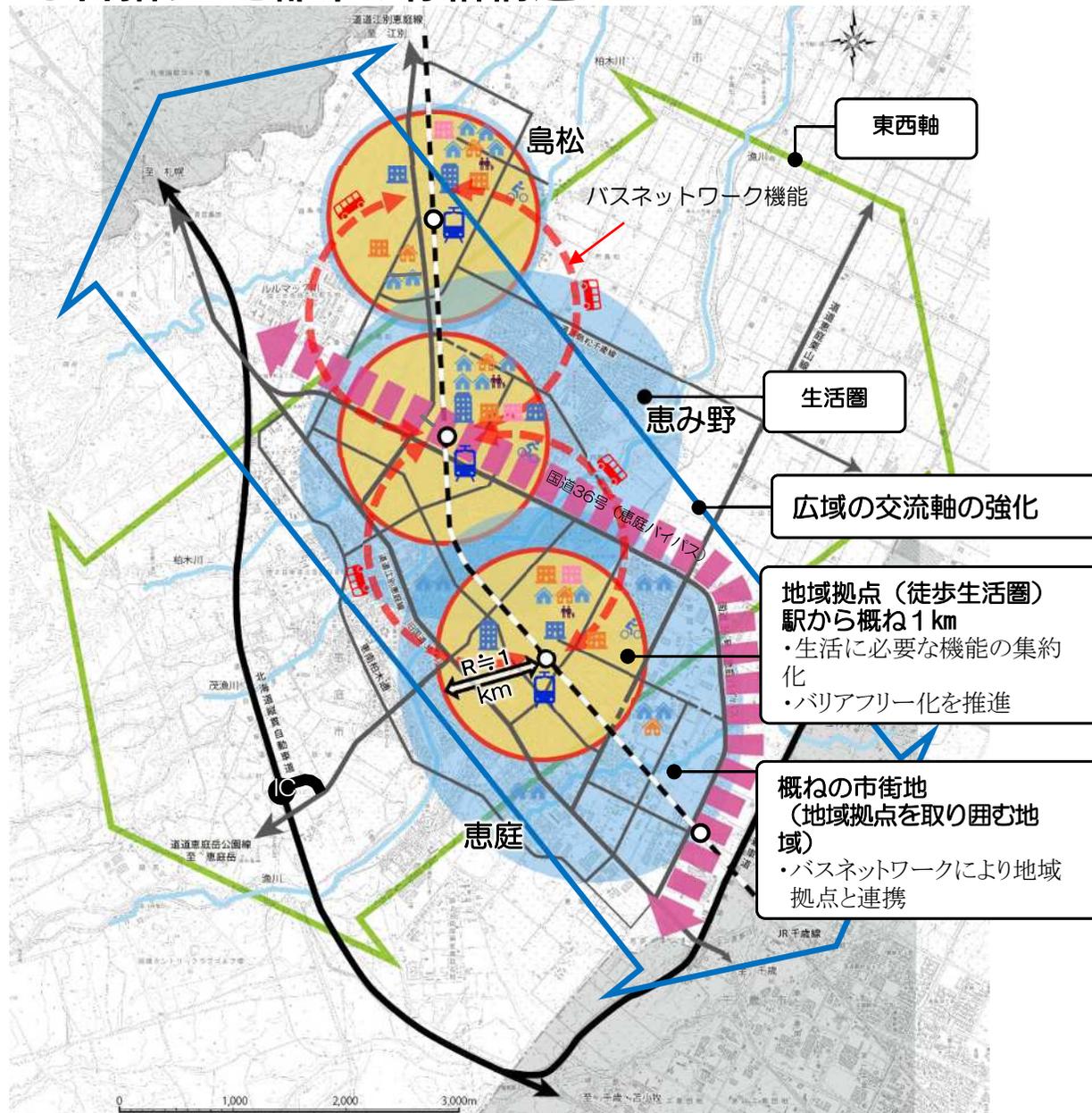
(1) 将来都市像・目指すべき都市の骨格構造

●将来都市像

水と緑、花に囲まれた豊かな暮らしがあるまち
ガーデンシティの確立
(コンパクト + 東西軸 + 広域の交流軸の強化)

出典：令和3年版 恵庭市都市計画マスタープラン（令和7年改定）

●目指すべき都市の骨格構造



出典：令和3年版 恵庭市都市計画マスタープラン（令和7年改定）

3. 立地の適正化に関する基本的な方針

(2) 基本的な方針

花と緑豊かな**住環境**の形成

- ・水・緑、花、そして農・自然と調和した既存住宅地環境の維持・向上と新たな住宅地の形成
- ・ライフスタイルに合わせた豊かな暮らしを実現する住環境の形成
- ・誰もが元気で快適に暮らし続けるためのコミュニティ・都市機能・公共交通サービスとの連携強化

安全・安心な暮らしを守る **防災力**の向上

- ・洪水・土砂災害による被災リスクの低減
- ・発災時に備えた避難経路・避難所の整備推進
- ・被災後の復旧支援・暮らしを維持するための対応強化
- ・災害リスクの周知強化と地域防災力の向上

暮らしを豊かで便利にする **都市機能**の適正配置

- ・J R 3 駅周辺等の拠点への都市機能の集積
- ・公共施設の有効な活用による地域コミュニティ機能と身近な生活サービス機能の充実
- ・都市基盤施設の長寿命化・将来的な整備・維持費の平準化

公共交通が充実した、 歩いて暮らせるまちづくりの 推進

- ・水・緑、花が豊かな環境のなかを歩いて暮らせる歩行空間の充実
- ・環境に優しく、低炭素社会を実現する総合的な交通体系の確立と情報インフラの充実
- ・公共交通ネットワークの利用促進
- ・住宅地と地域拠点の連携強化

4. 居住誘導区域

(1) 居住誘導区域の設定

既存の市街化区域を基本に設定

- 既にインフラ（上下水道や道路など）が整備され、広域的な観点で効率的な維持管理が可能
- 居住誘導により、人口密度を維持し、持続的なコミュニティ形成とバランスの取れた居住環境を確保

※将来的な需要に対する考え方

周辺環境の変化に伴う地価上昇や住宅需要の高まりを考慮し、市の新市街地整備方針に基づき、以下の視点を評価した上で、居住誘導区域への追加設定を検討する。

- ・既存市街地との連続性
- ・市全体としてコンパクトな都市構造が維持可能

4. 居住誘導区域

(1) 居住誘導区域の設定

前述の考え方を踏まえた上で、市外化区域のうち、次の居住誘導区域に含まない区域を考慮し設定する。

居住誘導区域に含まない区域

- 市街化調整区域
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
- 地区計画で居住を制限している区域
- 工業専用地域、工業地域、特別工業地区（第一種、第三種）
- 環境緑地保護地区
- 総合公園

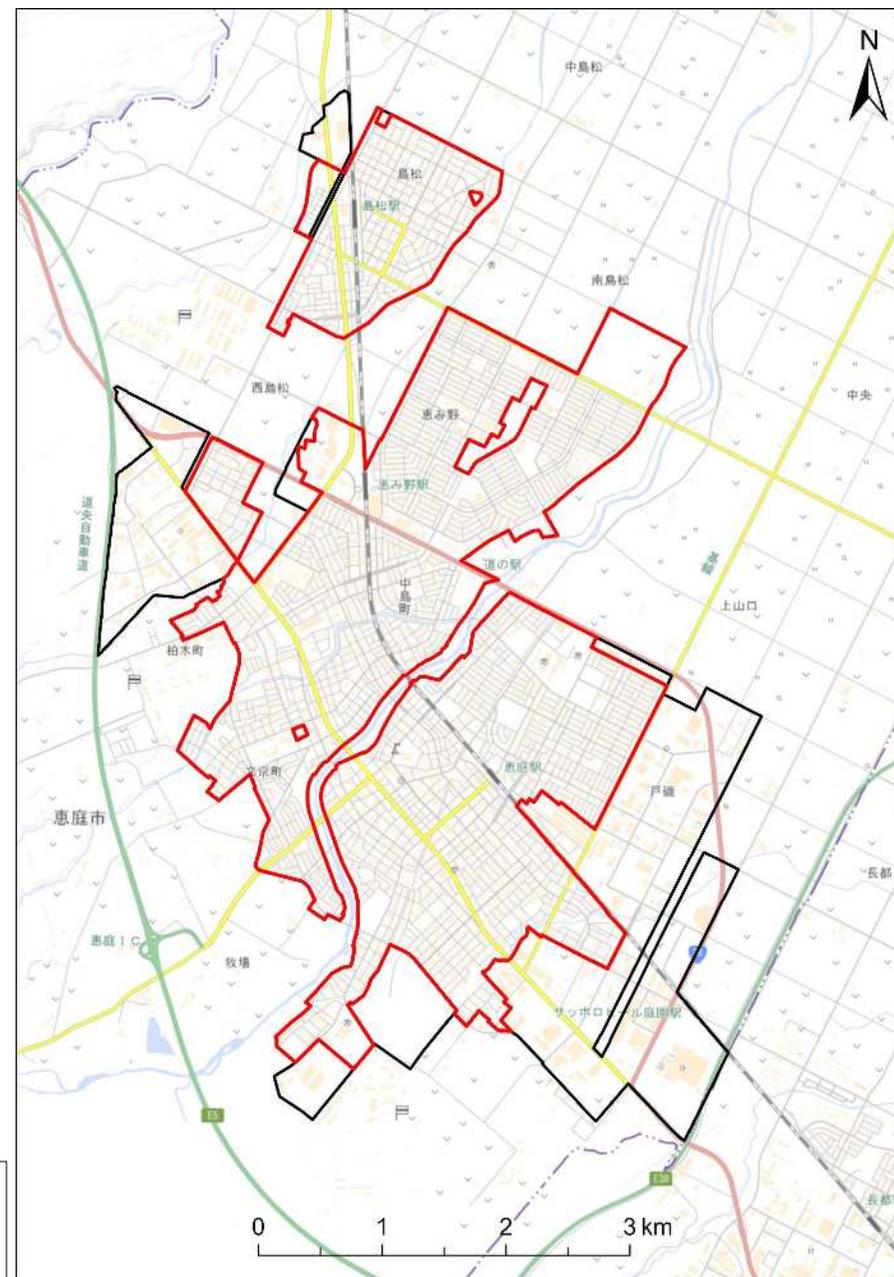


図 居住誘導区域
出典：国土地理院

4. 居住誘導区域

(2) 居住環境維持・保全区域 (独自区域)

「優良田園住宅建設区域」は、
居住誘導区域として含めてはならない市街化調
整区域内にあるものの、豊かな自然環境や農
業環境と調和した、ゆとりある田園居住環境の
形成を目的とする区域



これらの特性を踏まえ、今後も**良好な居住環境
の維持・保全を図る**ため、この区域を「**居住環境
維持・保全区域**」として設定

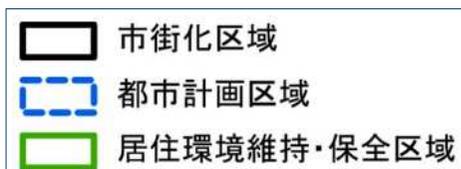


図 居住環境維持・保全区域
出典：国土地理院

5. 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域の設定

区域		特徴	都市機能誘導区域の設定の考え方
地域拠点区域	J R 3 駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランで定める「恵庭型コンパクトシティ」の核 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅から概ね1km圏内を基本に、土地利用の状況等を踏まえ設定 ⇒ 駅を中心とした徒歩圏域内に、商業、行政サービス、医療、福祉などの日常生活に必要な機能を複合的に集積
	二次救急医療機関が立地する区域	<ul style="list-style-type: none"> 市民が将来にわたり24時間体制の救急医療サービスを受けられる体制を維持・確保 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域拠点区域」の一部として設定 ⇒ 機能の維持を重点的に推進
沿道拠点区域	国道36号沿道	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランで「広域の交流軸」と位置付けられる 市外からの交流人口や観光客を呼び込む玄関口として、地域経済を支える重要な役割 	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点区域と重複しない商業・サービス機能の集積地を、広域からのアクセスや大型施設の立地を考慮し、誘導区域として設定 ⇒ 都市機能を誘導・維持
	道道46号 (旧国道36号) 沿道	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的に既存市街地の商業・サービス機能の集積地として、周辺住民の日常生活の生活利便性を支えてきた 	

5. 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域の設定

※将来的な需要に対する考え方

本市を取り巻く社会情勢の変化や、将来的な人口動態・土地利用の状況を踏まえ、人口増加やまちづくりの進捗が見込まれる地域については、以下を考慮し都市機能誘導区域への追加設定を検討する。

- ・無秩序な開発を防ぐために基盤整備を誘導し、市全体として居住環境の質を確保
- ・地域拠点との関連を考慮しつつ、住民ニーズに応じた生活利便施設の適正配置

5. 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域の設定

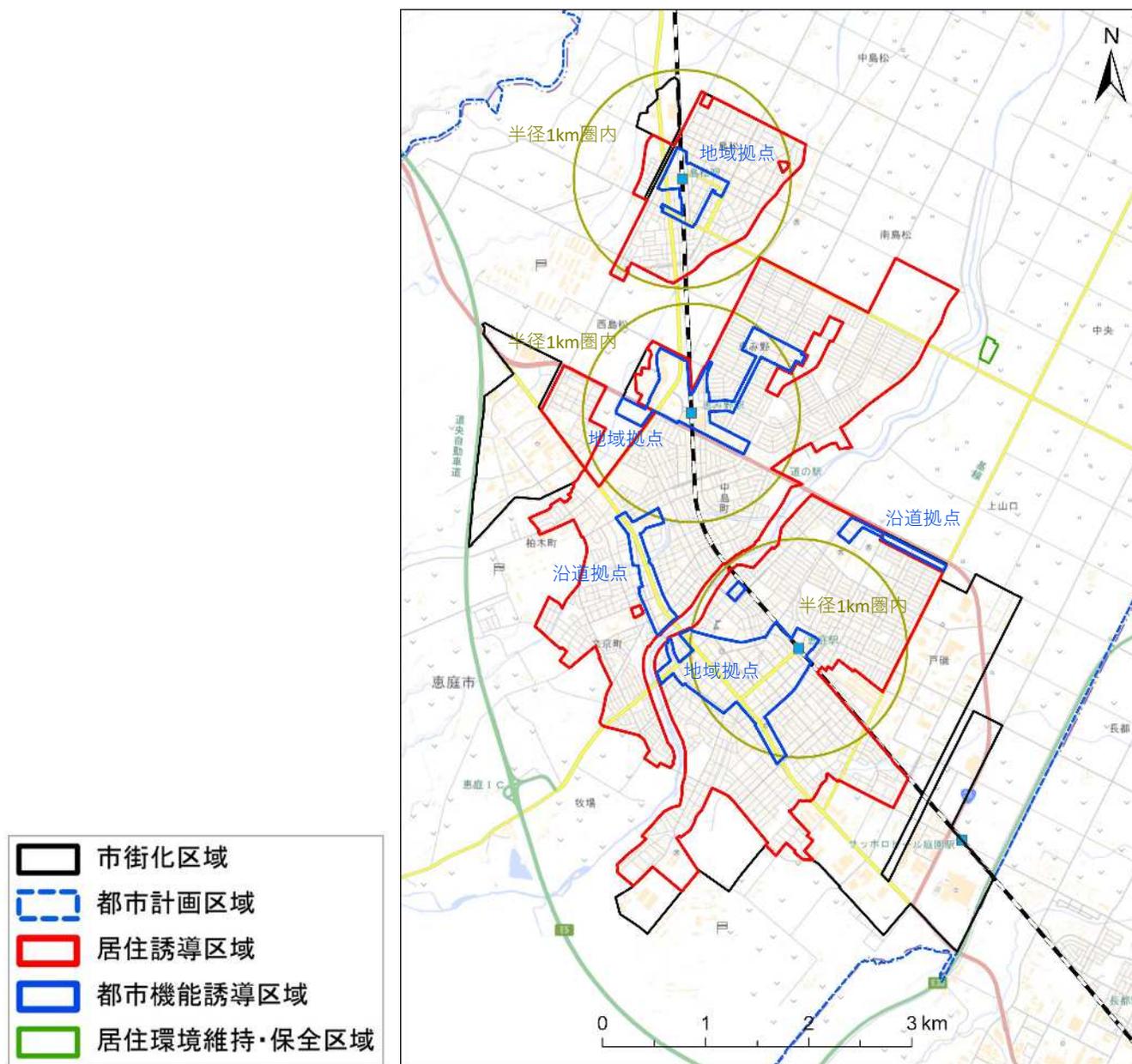


図 都市機能誘導区域
出典：国土地理院

6. 都市機能誘導施設

(1) 都市機能誘導施設の設定

区域	都市機能誘導施設の設定の考え方
地域拠点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代が利用する公共機能の集約・複合化 ・高齢者等生活支援機能の誘導
沿道拠点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な商業機能や広域的な集客を促すサービス機能を維持・誘導

※ 都市機能誘導の分散配置を誘導する施設の方針

保育施設や小中学校、診療所、コンビニ、小規模スーパーは、身近な日常生活圏に必要な施設であり、居住誘導区域内へ適切に分散配置し、都市機能誘導施設からは除外する。

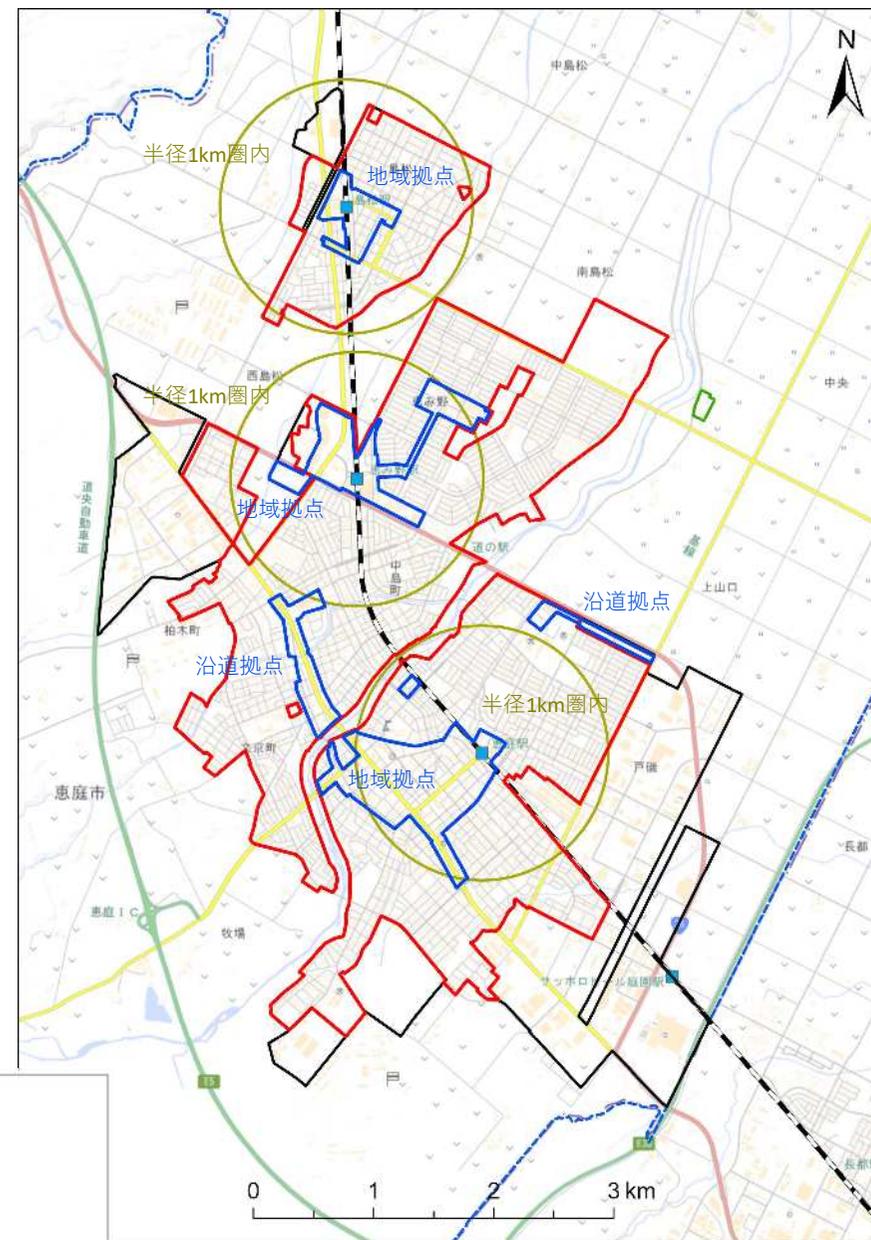


図 都市機能誘導区域

出典：国土地理院

6. 都市機能誘導施設

(1) 都市機能誘導施設の設定

凡例	
○	都市機能誘導区域に立地し維持していく施設
●	都市機能誘導区域に今後誘導していく施設
×	都市機能誘導施設に位置付けない施設

分類	施設	定義	誘導施設方針				
			地域拠点			沿道拠点	
			恵庭駅	恵み野駅	島松駅	国道36号沿道	道道46号沿道
医療施設	病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く）	・医療法第1条の5第1項に規定する施設（病床数20以上）	○	○	○	×	×
	産婦人科	・医療法第1条の5第2項に規定する施設		●		×	×
高齢福祉施設	介護等相談施設（地域包括支援センター）	・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	○	○	○	×	×
	入所介護施設（サービス付高齢者住宅）	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設	○	○	●	×	×
生涯学習施設	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する施設	○	○	○	×	×
	文化ホール等（市民会館）	・ホール機能を有する文化施設	○	×	×	×	×
	社会体育施設（体育館、水泳プール、運動場等）	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法	×	×	×	○	×
商業施設	生鮮食品を扱う小売店舗（店舗面積3,000㎡超）	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、 店舗面積3,000㎡超 の生鮮食品を扱う小売店舗	○	○	○	○	○
金融施設	銀行、信用金庫、JAバンク	・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設	○	○	○	×	×
行政施設	市役所本庁舎	・地方自治法第4条第1項に規定する施設	○	×	×	×	×
	その他の庁舎	・地方自治法第155条第1項に規定する施設	○	○	●	×	×
活性化拠点施設	複合施設	・市役所の窓口機能を含めた、2つ以上の機能を有する複合的な拠点施設	○	○	●	×	×
	宿泊施設	・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、 地域との交流機能や経済の活性化に資する機能を有するもの		○		×	×

7. 誘導施策

(1) 居住誘導施策

- 既存の住宅ストックの整備・活用を図るとともに、空き家・空き地の有効活用と流動化を推進
- 「健康長寿の推進」や「歩いて暮らせるまちづくり」といった福祉・環境計画と密接に連携



居住誘導区域全般の住環境の維持・向上

(2) 都市機能誘導施策

- 都市機能誘導区域において、商業、医療、行政サービスなどの都市機能を集約・複合化
- 多世代交流、防災機能の強化、広域交流人口の拡大を重点的に図り、交通結節点の整備や公共交通ネットワークの強化を通じて、誘導区域へのアクセス向上と利便性の確保



個別分野別計画（交通、住宅、福祉、宿泊等）と連携することで、都市機能の維持・強化を効率的に推進

7. 誘導施策

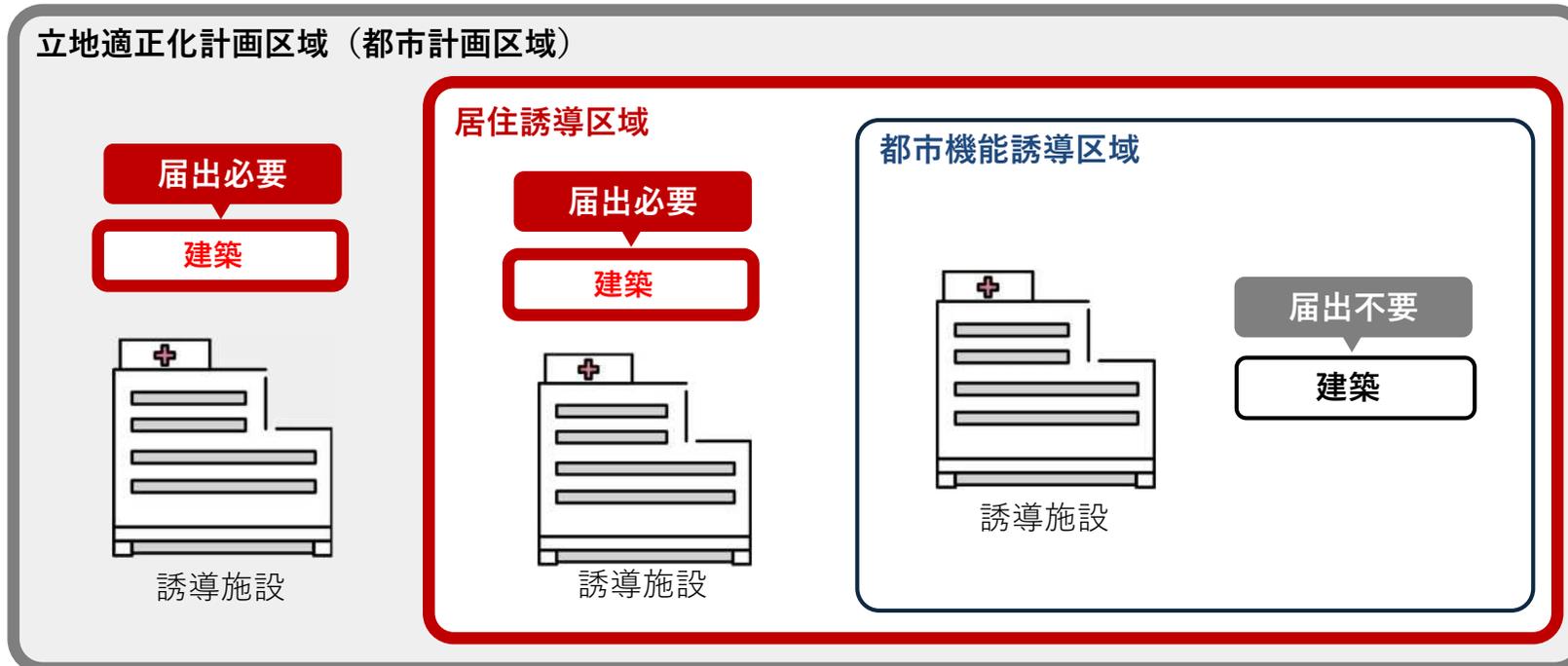
分類	項目	誘導施策の方向性	計画との関連付けポイント
居住誘導施策	住環境	1 空き家・空き地の流動化促進	民間不動産事業者と連携し、空き家・空き地所有者への働きかけを強化。（居住誘導区域）への市外転入者の増加や、耐震化率の増加を目的とした利活用・解体支援を推進する。
		2 公営住宅の適正配置	長寿命化計画に基づき、既存の老朽化公営住宅の集約・移転を行う際、その受け皿を地域拠点周辺の居住誘導区域に優先的に誘導し、コンパクト化を促進する。
		3 環境・景観への配慮	「ガーデンシティ」の景観ガイドラインや環境負荷低減目標に基づき、誘導区域内での建築物や緑化に対し、デザインや省エネ性能に関する協定や誘導基準を設ける。
都市機能誘導施策	都市機能	4 高齢者福祉機能の維持	高齢者福祉サービス施設（地域包括支援センター等）の立地を誘導区域に集積させることで、高齢者の生活圏域と医療・福祉サービスの供給圏域を一致させる。
		5 産業振興・雇用促進	宿泊施設や商業機能の集積・再生を図ることで、広域交流人口の受入体制を強化し、地域経済を活性化。また、二地域居住者や若者の起業・就労環境を地域拠点に誘導することで、多様な働き方と地域への関わりを促進し、若者・関係人口の定住・流動化を支援する。
		6 都市機能の集約・複合化の推進	都市機能誘導区域内において、医療、福祉、子育て支援、防災などの多機能・多世代が利用できる施設を複合的に整備・誘導する。これにより、多世代交流の促進と、災害時の緊急避難・活動拠点機能の強化を一体的に実現する。
	防災	7 防災機能の確保	誘導区域内の総合体育館や複合施設を災害時避難・活動拠点として明確に位置づけ、耐震化や備蓄倉庫の整備を強靱化計画と連携して推進する。
公共交通	8 交通利便性の強化	誘導区域へのアクセスを確保するため、交通結節点の整備、バス路線・デマンド交通の最適化や、自転車・歩行者ネットワークの整備を連携して実施する。	

8. 届出制度

(1) 都市機能誘導区域に関する届出

① 都市機能誘導区域外で必要な届出

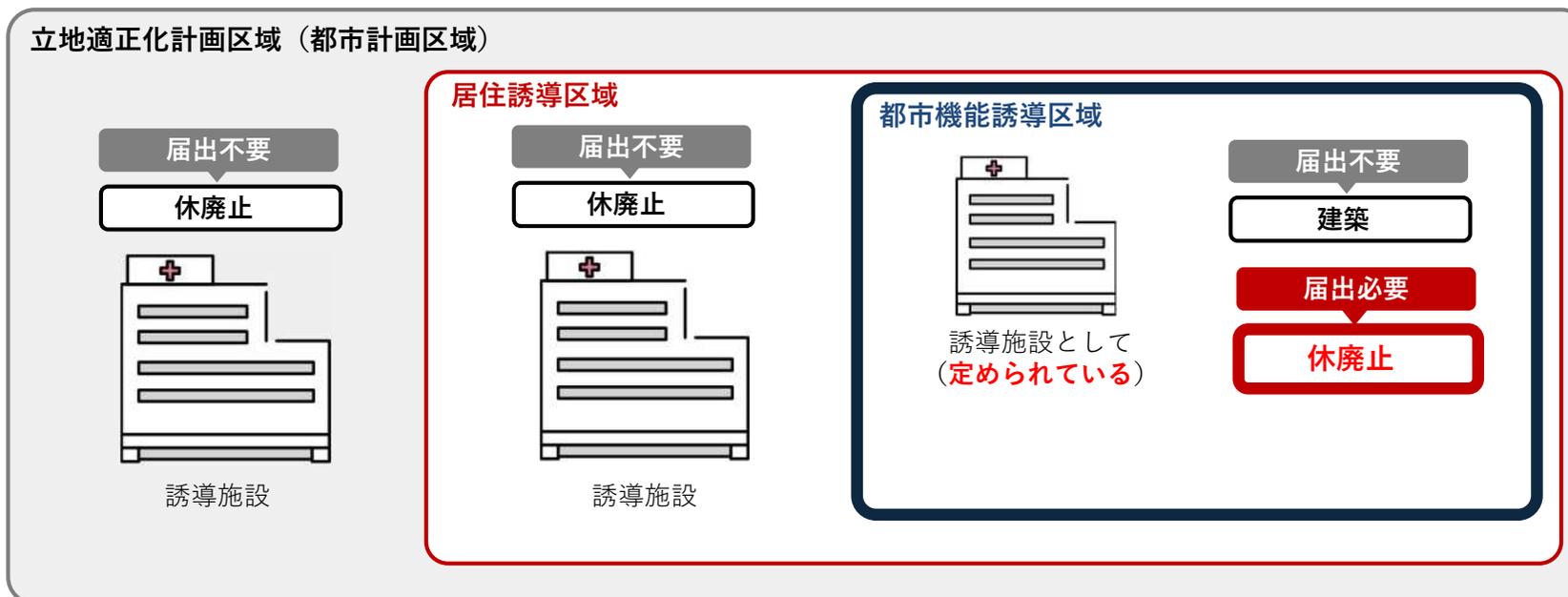
区分	届出対象行為
開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



8. 届出制度

②都市機能誘導区域内で必要な届出

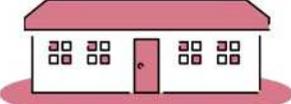
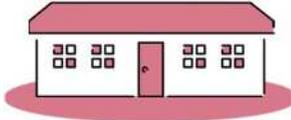
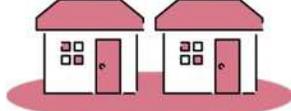
区分	届出対象行為
休廃止する場合	・都市機能誘導区域内で、当該区域の誘導施設として定められている施設を休止または廃止しようとする場合



8. 届出制度

(2) 居住誘導区域に関する届出

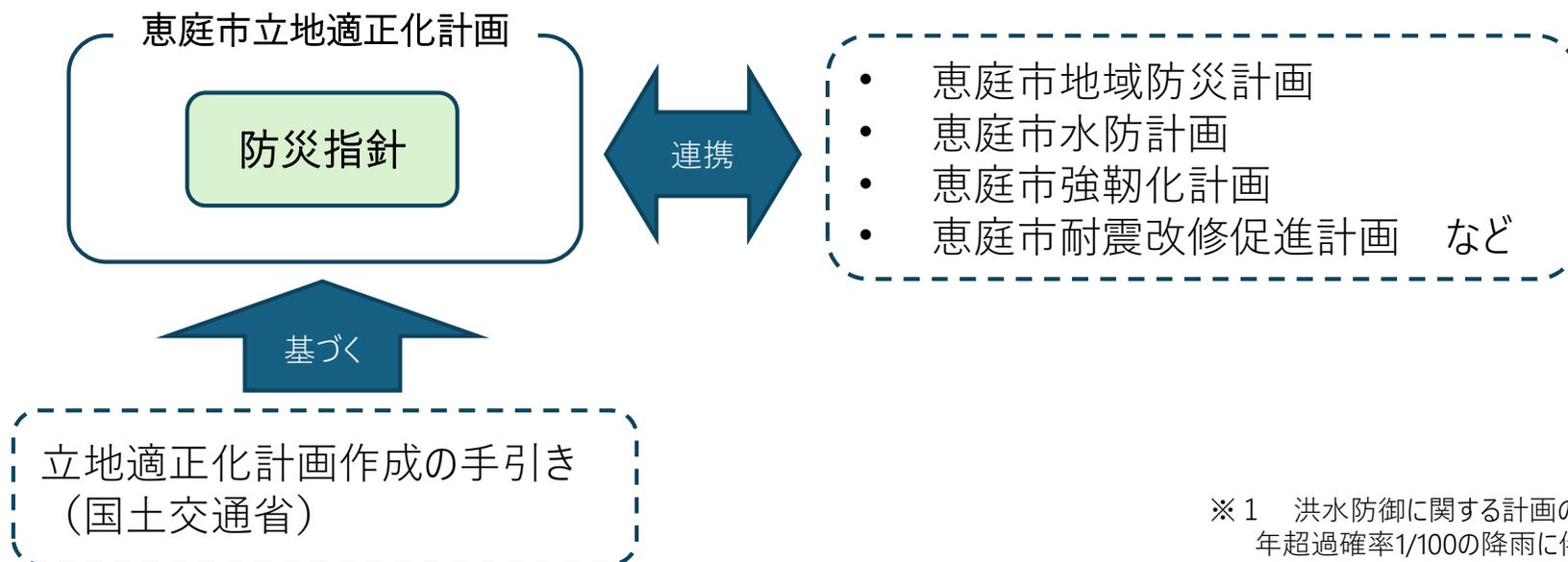
① 居住誘導区域外で必要な届出

開発行為	建築等行為
<ul style="list-style-type: none">● 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示（3戸の開発行為）】 <p>届出必要</p> 	<ul style="list-style-type: none">● 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示（3戸の建築行為）】 <p>届出必要</p> 
<ul style="list-style-type: none">● 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 【例示（1,300㎡、1戸の開発行為）】 <p>届出必要</p> 	<p>【例示（1戸の建築行為）】</p> <p>届出不要</p> 
<p>【例示（800㎡、2戸の開発行為）】</p> <p>届出不要</p> 	<ul style="list-style-type: none">● 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば寄宿舍や有料老人ホーム等）
<ul style="list-style-type: none">● 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば寄宿舍や有料老人ホーム等）	<ul style="list-style-type: none">● 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合、人の居住の用に供する建築物として条例で定めた建物とする場合

9. 防災指針

(1) 基本的な考え方

■防災指針は、「恵庭市地域防災計画」をはじめとした防災関連計画と連携を図り、「立地適正化計画作成の手引き」に基づき整理する。



災害の種類	ハザード情報・区域
—	・災害履歴
洪水	・洪水浸水想定区域【計画規模 L1※1】 ・洪水浸水想定区域【想定最大規模 L2※2】
土砂災害	・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域
地震	・震度分布 全国どこでも起こりうる直下の地震 (M6.9) ※3

※1 洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/100の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの。

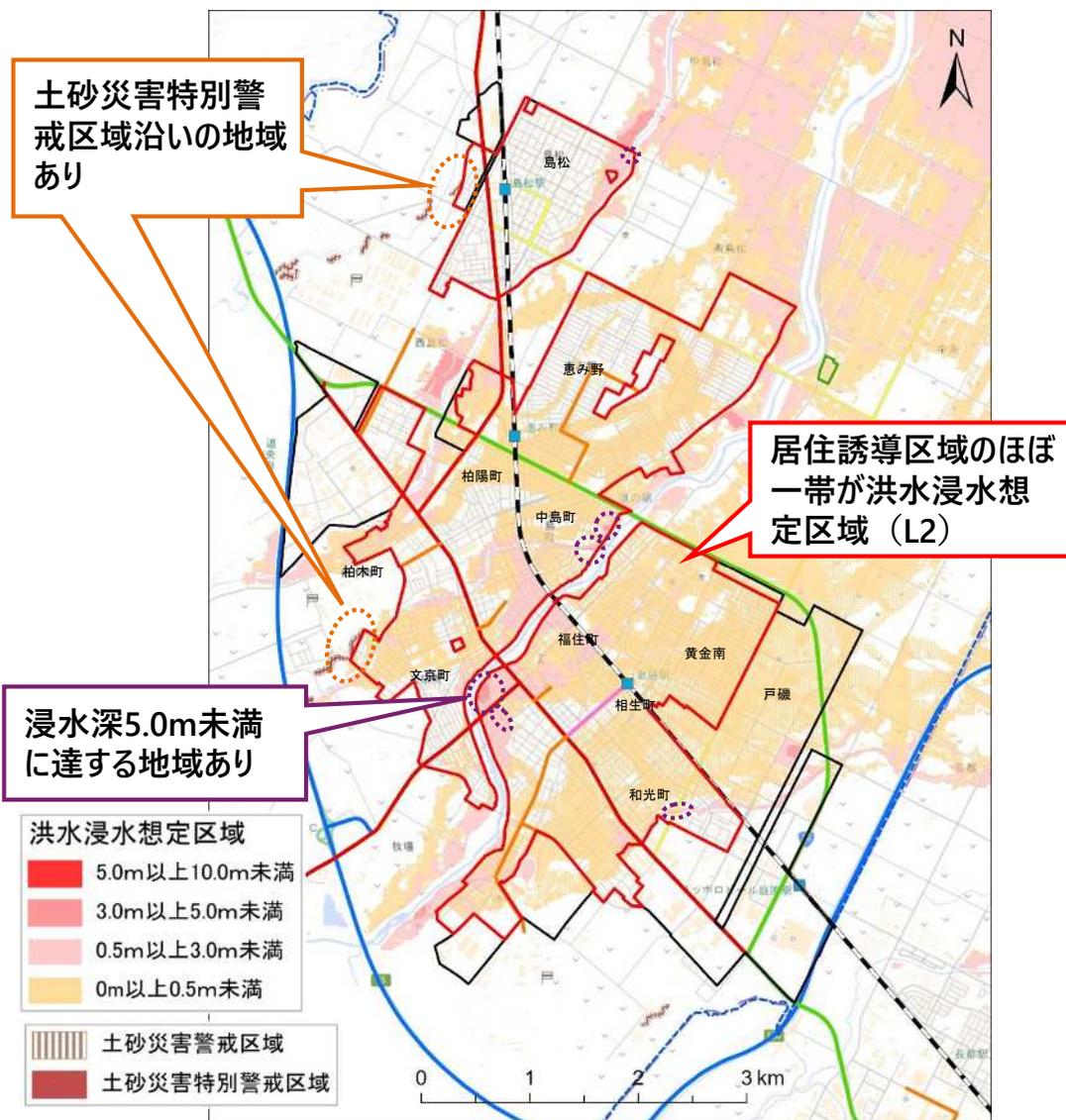
※2 概ね1,000年に1度以上発生する確率の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの。

※3 全国どこでも起こりうる直下の地震：「地震防災マップ作成技術資料 (H17.3) 内閣府」において、防災上の観点から、震源としては全ての場所の直下でM6.9の地震を想定している。

9. 防災指針

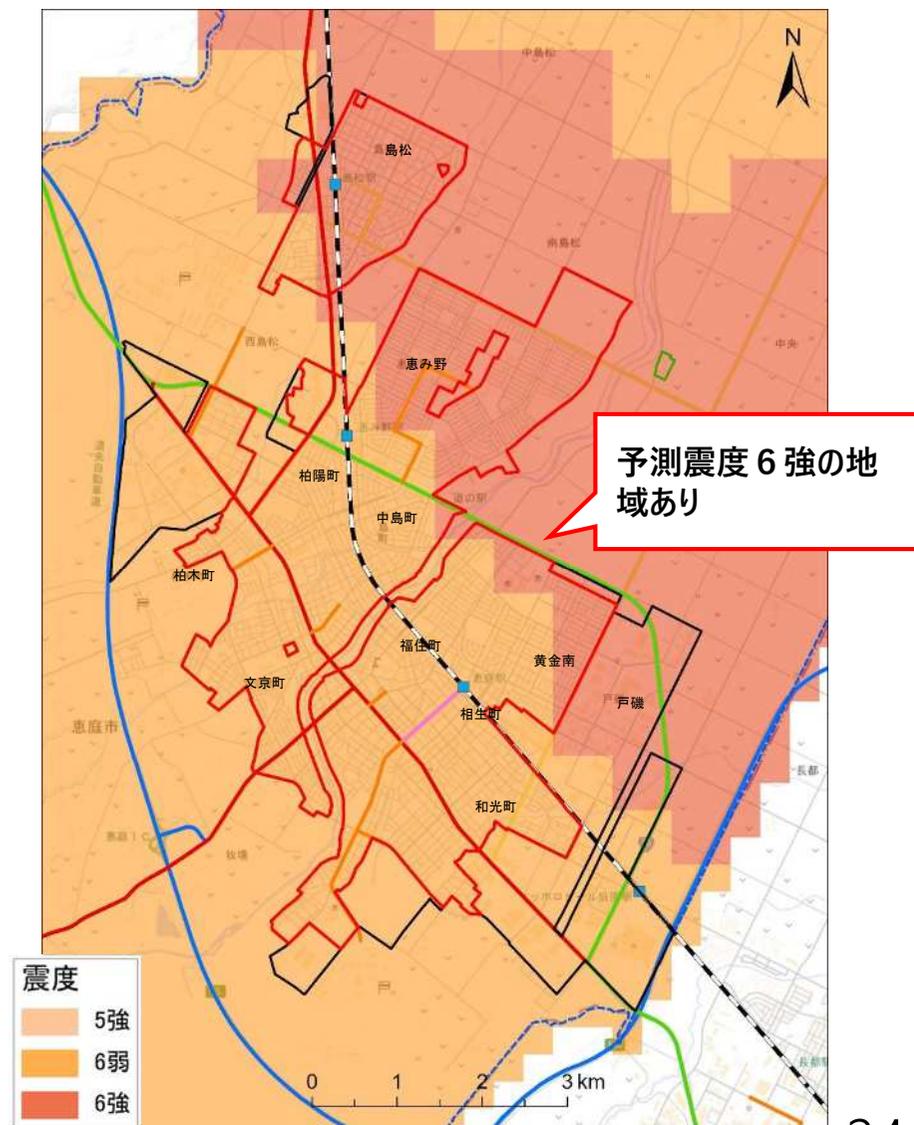
(2) 災害リスク

①洪水・土砂災害



出典：国土地理院、国土数値情報、土砂災害警戒区域データ・洪水浸水想定区域データ（令和5年）

②震度分布（市街化区域）



出典：国土地理院、地方独立行政法人北海道立総合研究機構 揺れやすさマップ

9. 防災指針

(3) 防災上の課題の整理

1) 洪水・浸水リスク

立地リスク	居住誘導区域のほぼ一帯が想定最大規模の洪水浸水想定区域となっており、都市構造の集約化と防災性の確保の両立が困難である。
構造的リスク	漁川、茂漁川、ユカンボシ川、柏木川等の多くの河川が市街地を流下し、広範囲にわたって浸水被害想定区域が広く分布している。
被害リスク	過去にも多くの浸水被害が生じており、特に浸水深5m未満に達する地域が存在するため、人的被害の軽減対策が不可欠である。

2) 地震・土砂災害リスク

地震リスク	予測震度6強の地域があり、地震発生時の建物倒壊等が懸念される。
土砂災害リスク	土砂災害特別警戒区域沿いの地域があり、当該地域の事前避難や居住リスクの周知が必要である。

3) 防災体制・情報伝達の課題

情報・伝達	発災前や発災後の情報収集・伝達体制の強化が必要である。
地域防災力	地域防災活動や防災教育等の周知・啓発をさらに推進し、地域全体の防災力を向上させる必要がある。

9. 防災指針

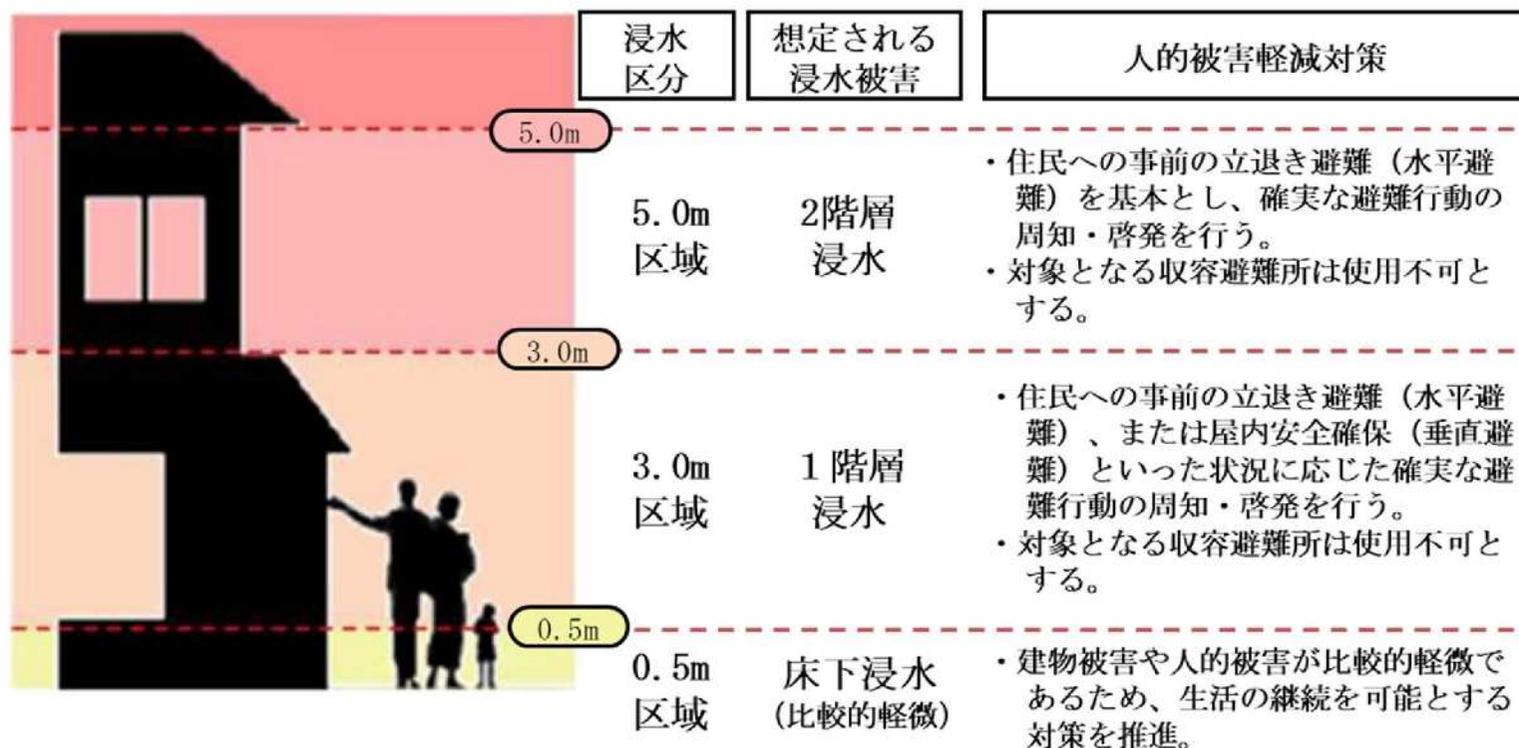
(4) 防災対策の基本的な考え方と施策の体系

1) 防災対策の全体目標

安全・安心な暮らしを守る防災力の向上を最優先目標とし、ハード対策（治水・耐震化）とソフト対策（情報伝達・避難行動・地域連携）を総合的に推進する。

2) 洪水リスクに対する**居住誘導区域の設定の考え方**

本市では、既存の都市構造の維持と一体性の確保を重視し、洪水浸水想定区域についても、一体的に取り扱うこととし、浸水深に応じた「確実な避難行動」を促進する。



9. 防災指針

(5) 基本施策

1) ハード対策の推進と被災リスクの低減

洪水・土砂災害に対するインフラ機能の維持・強化を図り、災害リスクを物理的に低減する。

区 分	施 策
治水インフラの維持・整備	・樋門・樋管、築堤・護岸、ダム、遊水地、排水機場等の河川施設・農業水利施設の維持管理 ・雨水管渠、排水機場の計画的な整備・改修の推進 ・土砂災害防止施設等の適切な維持管理や整備、老朽化対策を推進する。
建物・都市機能の防災対策	・浸水想定区域内の地下施設（地下歩道、アンダーパス等）の防災対策を検討する。 ・避難確保計画及び浸水防止計画の作成を進める。 ・昭和56年以前に着工された木造住宅の耐震診断や改修等の支援制度を周知し、住宅耐震化を促進

2) 情報・避難体制の強化と地域防災力の向上

住民の「自助」と「共助」を強化するため、災害リスクの周知と確実な避難行動を支える情報・訓練体制を整備する。

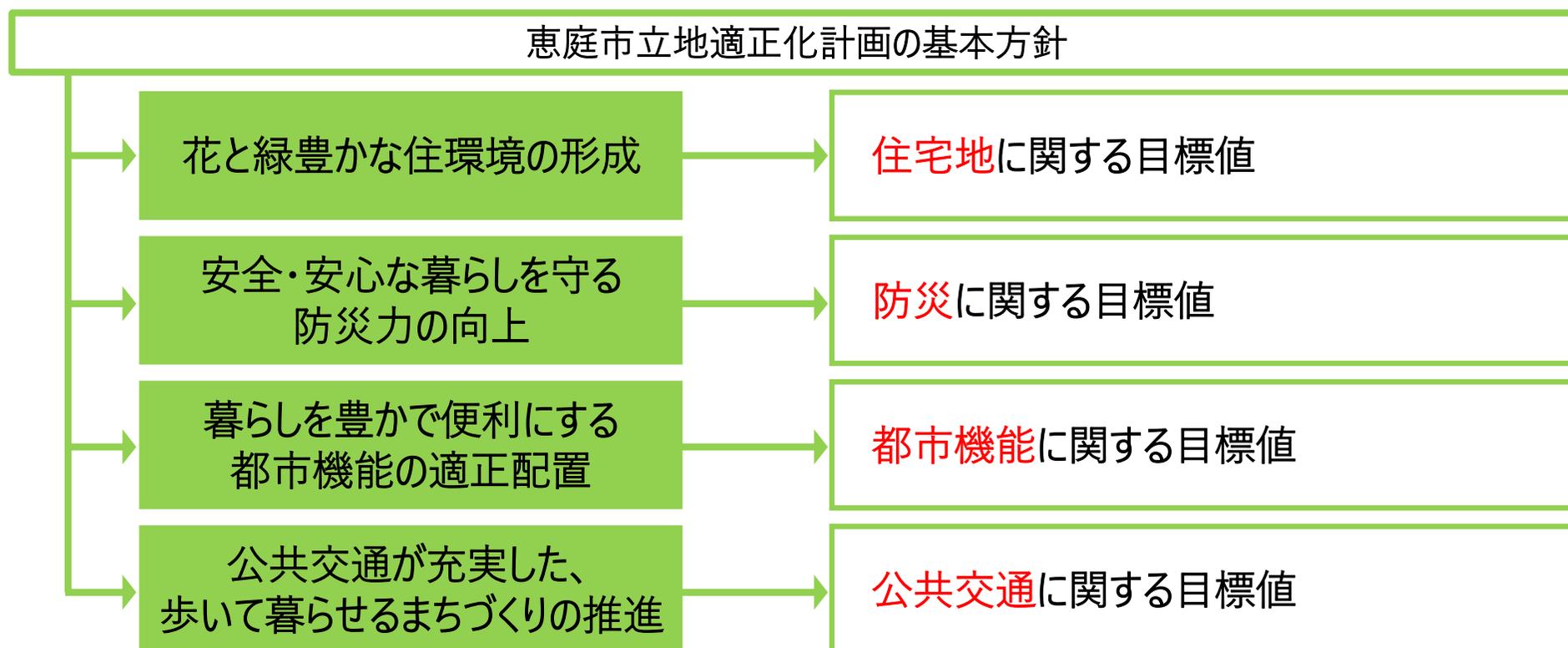
区 分	施 策
災害リスクの周知・啓発	・洪水・内水ハザードマップや水害対応タイムラインを活用した防災訓練等の実施を促進する。 ・自主防災組織率の向上に取り組み、地域防災活動、防災教育、防災に関する周知・啓発を推進する。
情報伝達体制の強化	・住民等への災害情報の伝達に必要な通信設備や情報伝達体制を強化する。 ・災害時における通信手段の多重化を推進する。 ・北海道防災情報システムの活用や観測体制の充実を図る。
要配慮者対策・避難支援	・外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策や、帰宅困難者対策を推進する。 ・関係機関・市町村と連携し、各種水防施策を効果的に推進するための仕組みを検討する。

10. 計画の目標値と進行管理

(1) 基本的な考え方

立地適正化計画は、**おおむね5年ごと**に施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行う。

計画の必要性・妥当性を住民等の関係者に**客観的かつ定量的**に提示するとともに、P D C A サイクルが適切に機能する計画とするため、定量的な目標値を設定する。



10. 計画の目標値と進行管理

(2) 定量的な目標値の設定

1) 住宅地に関する目標値

指 標	居住誘導区域の人口密度
-----	-------------

基準値	中間目標値	目標値
令和2（2020）年	令和12（2030）年	令和22（2040）年
47.4 人/ha	中間目標値 > 46.5 人/ha（推計値）	目標値 > 44.2 人/ha（推計値）

指標の算定方法

- ・基準値：国勢調査より算出
- ・目標値：将来人口推計結果より既存市街地内で算出（新市街地は未考慮）

10. 計画の目標値と進行管理

(2) 定量的な目標値の設定

2) 防災に関する目標値

指 標	①住宅の耐震化率 ②自主防災組織活動カバー率
-----	---------------------------

	基準値	中間目標値	目標値
	令和2（2020）年	令和12（2030）年	令和22（2040）年
①	91.5%	95%（おおむね解消）	次期耐震改修促進計画の目標値
②	86.7%	91.8%以上（令和7年4月時点）	91.8%以上

指標の算定方法

①基準値／目標値：恵庭市耐震改修促進計画より算出

②基準値／目標値：総合計画・恵庭市強靱化計画より算出

全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合

10. 計画の目標値と進行管理

(2) 定量的な目標値の設定

3) 都市機能に関する目標値

指 標		都市機能誘導区域内の誘導施設数	
基準値	中間目標値	目標値	
令和7（2025）年	令和12（2030）年	令和22（2040）年	
27施設	29施設	31施設	

指標の算定方法

- ・基準値：現在立地している誘導施設の数（時点：令和7年3月末現在）
- ・目標値：現在立地している施設を維持しつつ、補足・充実に向けた施設の誘導を図る。

※今後誘導していく施設：4施設

- ・地域拠点3駅のいずれか：産婦人科
- ・島松駅：サービス付高齢者住宅、島松支所、島松複合施設

10. 計画の目標値と進行管理

(2) 定量的な目標値の設定

4) 公共交通に関する目標値

指 標	エコバス利用者数
-----	----------

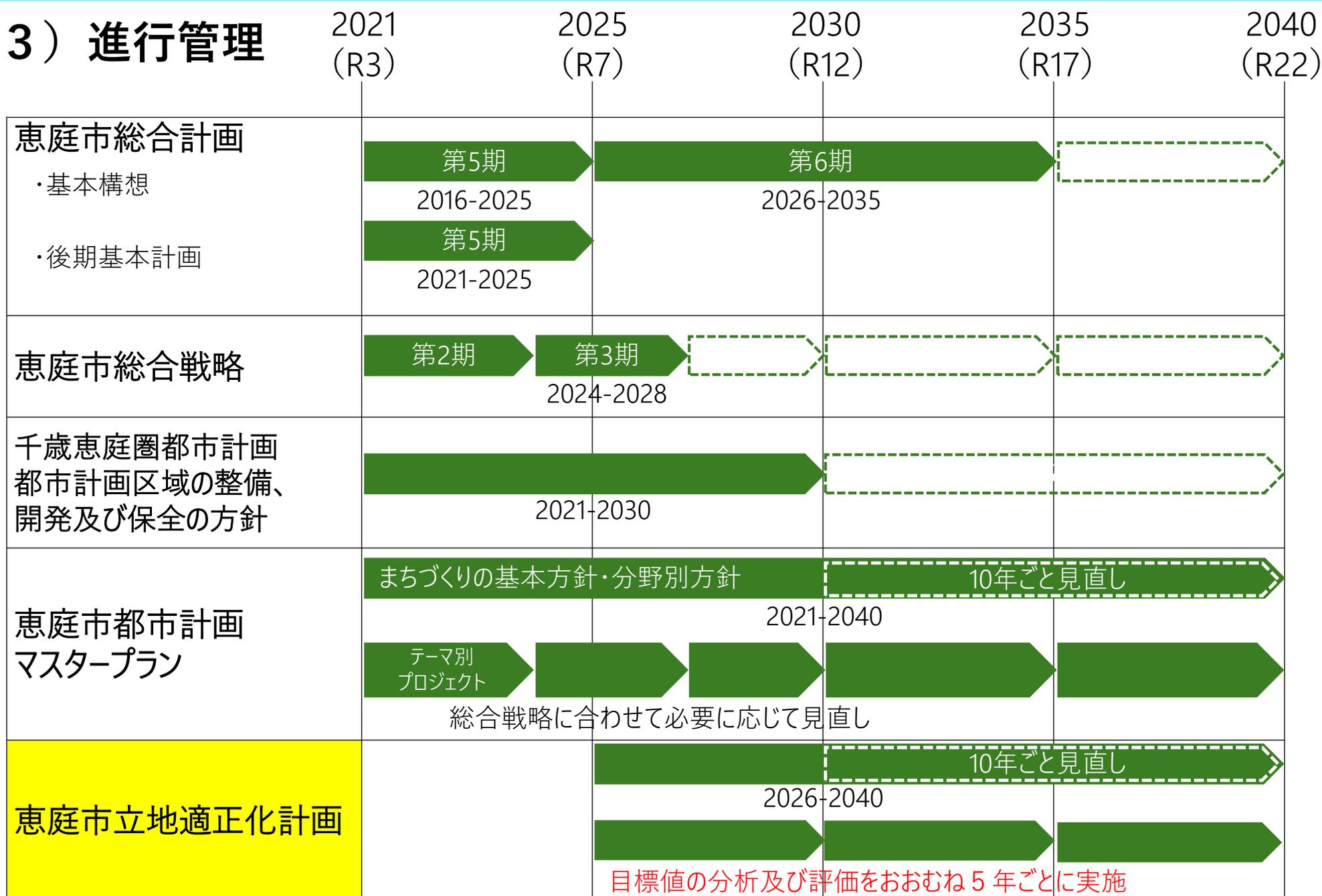
基準値	中間目標値	目標値
令和4（2022）年	令和12（2030）年	令和22（2040）年
318千人/年	中間目標値 \geq 400千人/年	次期地域公共交通計画の目標値

指標の算定方法

- ・基準値／中間目標値：地域公共交通計画から抜粋
- ・目標値：地域公共交通計画の計画期間が令和10（2028）年度までであり、目標値は次期計画による

10. 計画の目標値と進行管理

(3) 進行管理



今後のスケジュール

立地適正化計画 今後の主なスケジュール

R7.11.20

恵庭市都市計画審議会
(予備審議)

R7.12.1~R8.1.5

パブリックコメント

R7.12.8

市民説明会

R7.12.12~12.18

地域別説明会
(島松、恵み野、恵庭)

R8.2月

恵庭市都市計画審議会
(本審議 原案答申)

R8.3月末

市決定